

理 由 書

三浦市三崎水産物地方卸売市場は、特定第3種漁港である三崎漁港における重要な漁港施設として大正11年8月に開設されて以来、遠洋マグロ類及び沿岸魚介類の陸揚、流通拠点として重要な役割を担っています。

わが国では、近年、水産物貿易の国際的な拡大とそれに伴う輸入製品との競合により水産物の自給率向上や国際市場における競争力向上のための対応が喫緊の課題となっており、三崎漁港では消費者に信頼され、かつ、競争力を有する水産業づくりを実現するため、水産物の生産から陸揚、流通・加工までの一貫した供給システムの構築に当たり、鮮度保持対策や衛生管理対策に取り組むことが必要不可欠な状況となっています。

このため、水産物の陸揚から荷さばき、出荷に至る各工程を対象として高度衛生管理を導入することを目的として、三浦市三崎水産物地方卸売市場に低温卸売場を新設すると共に、既存市場施設を改修するに当たり、これまで建築基準法第51条ただし書により位置指定を受けていた範囲に、新設する低温卸売場の範囲等を加え、三浦都市計画市場として都市計画決定するものです。